

別表 1

近江八幡市が指定する適正処理困難物

近江八幡市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第14条第1項により指定する適正処理困難物は、下記のとおり

- (1) 長さ、容積又は重量が著しく大きい一般廃棄物
- (2) 特定家庭用機器再商品化法で対象の廃家電品
- (3) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品
- (4) 前各号に定めるもののほか、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

品名(具体事例)	品名(具体事例)
医療器具	電動カート
ウインドサーフィン一式	電動車椅子
ウォーターベッド	ドラム缶
臼	塗料(ペンキ等)
オートバイ(原付を含む)	流し台
火薬類	農機具(プラスチック、鉄等の金属製)
管理機(小型耕運機)	薬品(シンナー・殺虫剤・農薬・劇薬・毒薬・家庭薬品でないもの)
草刈機	廃油(灯油、ガソリン、オイル等)
原動機付自転車	発電機
コピー機(家庭用を除く)	ピアノ
米保管保冷庫	肥料
サーフボード	肥料袋(農業用)
自動車・自動車部品	仏壇
芝刈り機(動力式)	船(ジェットボートを含む)
瞬間湯沸し器	プロパン(LP)ガスボンベ
消火器	ボイラー
スプリング(自動車・バイク)	ボウリングの玉、ピン
洗面台	ポンプ(井戸用・水中ポンプ等)
ソーラー(太陽光)発電器	まくら木
ソーラー(太陽熱)温水器	モーター(動力用)
耐火金庫	物置(金属製)
断熱材	門扉
チェーン(車タイヤ用)	浴槽
チェーンソー(動力式)	リヤカー
鉄塊(ジャッキ・ハンマーヘッド等)	レンジフード
冷風機等(フロンガス類が充填された製品)	電動キックボード
ワイヤーロープ	
炭酸シリンダー	
電気温水器・電器給湯器	